

## 「徳島県自転車安全適正利用推進計画(案)」に係るパブリックコメントの実施結果

令和8年2月13日から同年3月14日まで、「徳島県自転車安全適正利用推進計画(案)」についてパブリックコメントを実施したところ、2名の方から2件の御意見・御提言を頂きました。頂いた御意見の概要と御意見に対する県の考え方は、次のとおりです。

No.	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
1	<p>この度、自転車のルールが変更され、自転車道を通るように言われているが、車の交通量が多く自転車道を通ると危険を感じる事が度々ある。狭い車道に無理やり自転車道を作っているように感じられるので、作るなら徳島駅周辺やアミコ前などのように歩道を歩行者用と自転車用に仕切ってほしい。高校生に罰金まで払わせるなら、きちんと安心して通ることの出来る安全な自転車道を整備してください。ルールも曖昧な部分があり戸惑っている。</p>	<p>令和8年4月から導入される自転車の一定の交通違反に対する交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)は、自転車の交通事故の抑止を図るため、違反により交通の危険を起した場合や、警告に従わないで違反を続けた場合等、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。また、歩道については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「普通自転車歩道通行可」の標識や標示があるとき</li> <li>・13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障がい有する方が運転するとき</li> <li>・車道又は交通の状況(著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど通行すると事故の危険があるときなど)に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるときは、通行することができます。</li> </ul> <p>また、制度の概要はもとより、自転車の基本的な交通ルールやマナーについて周知徹底を図るため、県警察や各市町村、関係機関等と密に連携し、各季に実施している交通安全運動などを通じて、県民の皆様への分かりやすい周知・啓発に取り組んで参ります。</p> <p>自転車通行空間の整備については、県警察や市町村と連携しながら、道路利用状況等を踏まえつつ、国が策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき実施して参ります。</p>
2	<p>「5 自転車事故に備えた措置」の「(2) 自転車損害賠償保険への加入」について、現在、全国の7割以上の都府県において自転車保険の加入が義務化されている。自転車と歩行者の事故では高額賠償となるケースも多く、保険の加入は加害者・被害者両者にとって大きなメリットがある。本県も自転車保険の加入を義務化に変更してはどうか。</p>	<p>県では、平成28年施行の「徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例」において、自転車損害賠償保険等への加入を努力義務として規定しており、毎年4月、5月の自転車交通安全運動月間における集中啓発や、本計画に沿った教育委員会、小売業者等との連携による、保護者や利用者への加入促進の対策を推進しているところです。</p> <p>引き続き、保険等加入の必要性を周知するとともに、義務化している自治体における運用状況など情報収集に努めて参ります。</p>